

【質疑回答書】きょうと婚活応援センター個人会員データ活用システム機能高度化等業務委託

番号	質問内容	回答
1	<p>「きょうと婚活応援センター個人会員データ活用システム機能高度化等業務委託仕様書」の「第4. 2. (3). エ」に「条件付検索の機能開始日は本府と協議の上、決定すること。」とありますが、条件付検索の開始までは、各会員様のお相手の閲覧・お申込みは行わないとの認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 条件付検索機能を開始させるまでは、各会員は個人のスマートフォンやパソコン等の端末から条件付検索による各会員の閲覧・申込は行わせない仕様です。</p>
2	<p>「きょうと婚活応援センター個人会員データ活用システム機能高度化等業務委託仕様書」の「第6. 2 システム運用サポート」に「各会員からの問い合わせや苦情等に対応するため、オペレーターを配置するなど、サポート体制を構築すること。」とありますが、お問い合せの対応は京都府様、及びセンター様からのお問い合せを想定しており、各会員様からの直接のお問い合せに対する対応は考えておりませんが、問題ないでしょうか。</p>	<p>会員及び非会員からの問い合わせは、システムを導入する委託事業者が配置するオペレーターにて対応していただきます。京都府及びセンターが会員及び非会員からの問い合わせに対応することは想定しておりません。</p>
3	<p>「きょうと婚活応援センター個人会員データ活用システム機能高度化等業務委託仕様書」の「第4. 2 (5) カ センターWEB サイト上に、センターの紹介ページを作成すること(新着情報、センターの取組、各種イベントやセミナーの案内のほか、京都府婚活マスター、きょうと婚活支援ネットワーク会議参加団体、登録結婚支援団体の紹介等)。」とありますが、現在既にセンター様のホームページがありますが、それとは別に作成するとの認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>既存のきょうと婚活応援センターのホームページ内に「紹介ページ」を作成いただくことを想定していますので、新規にホームページを作成する必要はありません。</p>